

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定款

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員（第7条—第11条）

第2節 理事会（第12条—第15条）

第3節 業務の範囲及び執行（第16条—第18条）

第3章 資本金、出資及び資産（第19条・第20条）

第4章 委任（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、岐阜県が設立する他の地方独立行政法人と緊密に協力し合う関係を築くとともに、近隣の医療機関等と適切な役割分担・連携を図り、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに教育及び研修その他の業務を行うことにより、東濃地域をはじめとする岐阜県における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、岐阜県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を多治見市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、岐阜県公報への掲載又はインターネットの利用（以下「掲載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により掲載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載等に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員

（役員）

第7条 法人に、次の役員を置く。

- （1）理事長 1人
- （2）副理事長 1人
- （3）理事 6人以内
- （4）監事 2人以内

（役員の職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

- 4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、岐阜県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 監事は、法人が次に掲げる書類を岐阜県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - 一 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の法第13条第6項第1号の総務省令で定める書類
 - 二 前号に掲げるもののほか、岐阜県の規則で定める書類
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第9条 理事長は、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

3 監事は、知事が任命する。

（役員の任期）

第10条 理事長の任期は4年とし、副理事長及び理事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員（監事を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

（職員の任命等）

第11条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（招集）

第13条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、理事長を除く構成員の3分の1以上の者又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（議決事項）

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- （1）法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- （2）法第27条第1項に規定する年度計画に関する事項
- （3）予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- （4）診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- （5）重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- （6）前各号に定めるもののほか、理事会が定める重要事項

第3節 業務の範囲及び執行

(病院の設置)

第16条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 病院の名称 岐阜県立多治見病院

(2) 所在地 多治見市

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する教育及び研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 災害時における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、法第22条第1項に規定する業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金、出資及び資産

(資本金等)

第19条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により岐阜県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第20条 法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は岐阜県に帰属する。

第4章 委任

(規程への委任)

第21条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日変更)

この定款は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則 (平成29年12月14日変更)

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月27日変更)

この定款は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則 (令和元年12月19日変更)

この定款は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

別表（第19条関係）

1 土地

所 在 地	地 目	地積 (㎡)
多治見市前畑町4丁目138番地	宅地	604.61
多治見市前畑町4丁目139番地	雑種地	941
多治見市前畑町4丁目140番地1	宅地	864.94
多治見市前畑町5丁目1番地	宅地	1,302.72
多治見市前畑町5丁目8番地35	宅地	860.42
多治見市前畑町5丁目8番地43	宅地	1,936.08
多治見市前畑町5丁目8番地45	宅地	2,725.66
多治見市前畑町5丁目8番地52	宅地	692.99
多治見市前畑町5丁目11番地5	宅地	531.22
多治見市前畑町5丁目66番地3	宅地	599.55
多治見市前畑町5丁目156番地	畑	3.30
多治見市前畑町5丁目161番地	宅地	25,923.70
多治見市前畑町5丁目166番地	畑	201
多治見市前畑町5丁目172番地	畑	36
多治見市前畑町5丁目186番地	畑	23
多治見市前畑町5丁目187番地	畑	3.30
多治見市前畑町5丁目188番地	畑	125
多治見市前畑町5丁目190番地1	宅地	71.93
多治見市前畑町5丁目193番地	畑	9.91
多治見市前畑町5丁目195番地	畑	29
多治見市住吉町6丁目38番地1（令和元年8月30日売却）	宅地	1,323.48

2 建物

種 類	所 在 地	構 造	延べ床面積 (㎡)
病院（平成22年9月30日一部（11,999.43㎡）を除却）	多治見市前畑町5丁目8番地52、66番地3、156番地、161番地、162番地、166番地、178番地、185番地、186番地	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付9階建	65,766.34
機械棟	多治見市前畑町5丁目161番地	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	586.63
マニホール棟	多治見市前畑町5丁目161番地、8番地52	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	36.96
自転車置場	多治見市前畑町5丁目161番地	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	30.45
自転車置場	多治見市前畑町5丁目161番地	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	31.50
保育所（令和元年6月30日除却）	多治見市前畑町5丁目8番地35	鉄骨造スレート葺平家建	188.10
居宅（平成29年10月20日除却）	多治見市前畑町5丁目8番地43	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	1,212.00
物置（平成29年10月20日除却）	多治見市前畑町5丁目8番地43	鉄骨造スレート葺平家建	62.64
プロパンガス倉庫（平成29年10月）	多治見市前畑町5丁目8番地43	コンクリートブロック造スレート葺平家建	8.43

月 20 日除却)			
共同住宅 (平成 29 年 11 月 30 日除 却)	多治見市住吉町 6 丁目 38 番地 1	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建	1, 312. 47
プロパンガ ス庫(平成 2 9 年 11 月 30 日除却)	多治見市住吉町 6 丁目 38 番地 1	コンクリートブロック造スレート葺 平家建	5. 16
物置(平成 2 9 年 11 月 30 日除却)	多治見市住吉町 6 丁目 38 番地 1	コンクリートブロック造スレート葺 平家建	76. 29
寄宿舍	多治見市月見町 1 丁目 31 番地 1	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板 ぶき 4 階建	1, 614. 99